

在宅で人工呼吸器等を使用している方に非常用電源装置を日常生活用具として給付します

令和7年4月より、見附市障害者日常生活用具給付事業の給付品目に人工呼吸器用非常用電源装置を追加しました。

※市の給付決定前に購入した用品については、給付の対象となりません。

給付を希望する場合は、必ず購入前に申請してください。

対象となる方

次のいずれかに該当する者

- ・呼吸器機能障害3級以上の身体障害を有し、常時人工呼吸器等を使用している方で、かつ、必要と認められる方
- ・難病により常時人工呼吸器等を使用している方で、かつ、必要と認められる方
- ・上記と同程度の障害を有し、常時人工呼吸器等を使用している方で、かつ、必要と認められる方

対象品目(在宅療養等支援用具)

種類	基準額	性能等	耐用年数
非常用電源装置	100,000円	ポータブル電源(蓄電池)であって、使用中の人工呼吸器に使用可能なもので、かつ、容易に使用し得るもの。	10年

※原則、耐用年数経過前に再給付することはできません。

※当該事業により購入した用品によって人工呼吸器が故障した場合、市はその責を負うことはできませんので、ご了承ください。

利用者負担

・原則、対象品目の基準内で価格の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります。)

※詳しくはお問い合わせください。

申請時に必要なもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・日常生活用具給付申請書・事業者(販売店)の見積書(市長宛)【注】・身体障害者手帳(該当者のみ) |
|--|

【注】

事業者(販売店)が購入者に代わり、利用者負担額分以外の代金を直接見附市に請求します。用品を購入する際、購入者は用品代金のうち、利用者負担額の支払いで購入することができます。見積を依頼する際、事業者(販売店)に上記の取り扱いが可能かご確認ください。

申請窓口

見附市健康福祉課 障害福祉係 見附市学校町2丁目13番30号 電話(0258)61-1380
--